

旅行業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文  
 ○旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（旅行業務取扱管理者試験合格証の交付等）            第十四条（略）            2・3（略）            4 国土交通大臣は、一部の科目について合格点を得た者に対し、当該科目を文書で通知する。</p> <p>（試験の一部免除）            第二十条 法第十一条の三第三項の国土交通省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める試験科目を免除する。</p> <p>一 国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者 総合旅行業務取扱管理者試験の法及びこれに基づく命令についての知識並びに国内旅行実務</p> <p>二 総合旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者 次回の総合旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務</p> <p>三 総合旅行業務取扱管理者試験の海外旅行実務について合格点を得た者 次回の総合旅行業務取扱管理者試験の海外旅行実務</p> <p>四 国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者 次回の国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務</p> <p>（旅行業協会が試験事務を行う場合における規定の適用）            第五十三条 法第二十五条の二第一項の規定により旅行業協会が試験事務</p>	<p>（旅行業務取扱管理者試験合格証の交付）            第十四条（略）            2・3（略）</p> <p>（試験の一部免除）            第二十条 法第十一条の三第三項の国土交通省令で定める資格を有する者は、国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者とし、国土交通大臣は、その者について、第十二条第一項第一号及び第二号の事項に係る総合旅行業務取扱管理者試験を免除することができる。</p> <p>（旅行業協会が試験事務を行う場合における規定の適用）            第五十三条 法第二十五条の二第一項の規定により旅行業協会が試験事務</p>

を行う場合における第十二条第一項並びに第十四条第一項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「旅行業協会」とする。

を行う場合における第十三条第一項及び第十四条第一項の規定の適用については、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「旅行業協会」とする。